

(平成26年10月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

北海道国民年金 事案 2378

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から53年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から53年8月まで

私は、姉に勧められて昭和47年9月頃にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、申立期間について保険料の納付が確認できない。

申立期間が国民年金に未加入であり、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を昭和47年9月頃にA市B区役所で行ったと主張しているが、同市で加入手続を行うと作成される同市の国民年金被保険者名簿の中に申立人に係る名簿は見当たらず、申立人は52年6月に同市からC町（現在は、D市）へ転居しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、E社会保険事務所（当時）作成の国民年金手帳記号番号市町村別割当て記録により、同町に払い出された番号の一つであることが確認できる上、申立人に係るD市の国民年金被保険者台帳及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、申立人は、53年9月26日に任意加入により初めて国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同日に行われたものと認められる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、居住しているD市に同姓同名者がいること、及び申立人が受診するA市の医療機関の診察カードに同姓同名者の存在を注意喚起する

シールが貼られていることから、申立人の年金記録が誤って記録されたのではないかと懸念しているが、両市における同姓同名者の年金記録を精査しても記録の誤りをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。